

住民の平穏な生活を乱す米軍機の飛行訓練の 中止等の対策の実施について

広島県及び島根県においては、米軍機の飛行訓練により、昼夜を問わない激しい騒音や、日米合同委員会合意において妥当な考慮を払うとされている学校等の上空で低空飛行訓練が繰り返し行われるなど、住民生活に多大な影響を受けており、かねてより、このような航空機騒音問題の抜本的解決を求めてきた。

こうした中、平成30年3月の米空母艦載機の岩国への移駐完了後、騒音発生回数は顕著に増加し、広島県においては、令和3年度は、県内6地点の測定箇所の合計値で9,664回となっており、移駐完了前の平成29年度と比較し2.5倍、前年度と比較しても1.5倍となっている。

島根県においても、平成30年に802回にまで減少していた騒音発生回数が、平成31年から増加に転じ、令和3年には1,384回と過去2番目に多い回数となり、今年9月末時点で1,621回と既に昨年の年間回数を上回り急激に増加を続けており、住民の負担は増している。

特に、広島県や島根県における訓練空域は中山間地域に位置しており、こうした日頃閑静な地域に突然予測できない騒音が発生し、飛行訓練が断続的に繰り返されることで周辺住民に与える影響は基地周辺と同様に大きいものとなっている。

ついでには、米軍機による低空飛行訓練により、訓練空域においても激しい騒音被害が生じている実情を認識し、一部地域の住民に負担が生じている現状を改善するため、早急に次の措置を講じることを強く要望する。

1. 低空飛行訓練の中止に向けた措置の実施

住民が生活する地域での低空飛行訓練や夜間早朝の飛行訓練、住民に不安や危険を及ぼすような飛行訓練が行われないように措置を講じること。

2. 騒音被害の実態把握の実施

騒音測定器及び米軍機の観測カメラの増設や、自治体が設置している騒音測定器の国設置への切替えなど、国の責任において、騒音被害の実態把握を進めること。

また、測定結果を早期に提供すること。

3. 住民負担を軽減するための措置の実施

飛行訓練による騒音被害が解消されるまでの間、飛行訓練によって生じる負担が一部地域の住民に偏らないよう、住民の騒音による被害を軽減するため、学校等の防音工事などの財政措置について、訓練空域においても対象となるよう見直すなど、具体的な措置を速やかに講じること。

令和4年11月10日

防衛大臣 浜田 靖一 様

広島県知事 湯崎 英彦

島根県知事 丸山 達也